

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、建設作業員として就労していたが、平成〇年〇月〇日、B会社が元請として施工するC中学校体育館改築工事に下請作業員として従事し、建設資材の運搬中の交通事故により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償年金の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると認め、請求人が被災者の死亡当時に生計維持関係にあったことを認めたとえ、請求人は59歳であることから遺族補償年金の受給権者とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、被災者の父（請求人の夫）も、監督署長に遺族補償年金の請求をしており、監督署長は、被災者の父に対しては遺族補償年金を支給している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、監督署長が請求人に対し遺族補償給付を支給しないとした処分が適正であるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人を遺族補償年金の受給権者として認めるよう主張しているので、以下検討する。

(2) 労災保険法によれば、遺族補償年金を受けるべき遺族が死亡労働者の収入によって生計を維持していた父母の場合、被災者の死亡当時において、「一定の年齢又は障害の状態にあること」を受給権者の要件としており、「一定の年齢」とは「60歳以上」とされ、「55歳以上60歳未満」の場合には、60歳に達するまでの間支給停止となる旨定められている。

一方、労災保険法では、遺族補償年金の受給資格者が複数いる場合には、そのうちの最先順位者が受給権者となる旨定められているところ、被災者の死亡当時、被災者の父は60歳を超えていることから、被災者の父が最先順位者であって、受給権者となるものであり、当審査会においても、請求人は受給権者には該当しないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。